長崎県水産部

くろまぐろの割当量の融通について

壱岐市漁業協同組合長会及び西彼海区漁業協同組合長会から、長崎県資源管理方針別紙1-1第4及び同別紙1-2第4の別に定める「くろまぐろ」について(令和5年6月6日変更)(以下、「県計画」という)第3の6の規定に基づき、海区間の割当量の融通について協議が調った旨の報告がありましたので、その内容を公表します。

<配分前>

県計画第3の2の に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の小型魚割当量	102.192 トン	6.829 トン	109.021 トン
県南海区の小型魚割当量	1.584 トン	0.390 トン	1.974 トン

<配分後>

県計画第3の2の に定める割当量について

	漁船漁業の割当量	定置漁業の割当量	小計
壱岐海区の小型魚割当量	101.192 トン	6.829 トン	108.021 トン
県南海区の小型魚割当量	1.784 トン	1.190 トン	2.974 トン